

部内各課長
部内各公所長 } 殿

事業管理課長
(公印省略)

「東北地方太平洋沖地震に伴う施工中の工事・建設関連業務
の取扱い」の運用について（通知）

このことについて、平成23年3月16日付けで、「東北地方太平洋沖地震に伴う施工中の工事・建設関連業務の取扱いについて」（出契第1048号農林水産部長・土木部長・出納局長通知、以下「取扱通知」という。）を通知しているところですが、その運用については下記により対応願います。

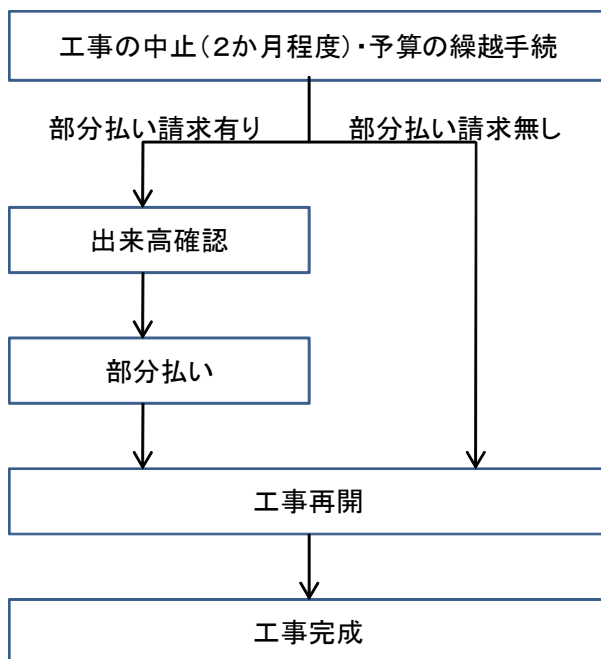
なお、「取扱通知」は東北地方太平洋沖地震による被災という特殊なものであることから、出来高等の確認や支払いにおいて疑義が生じた場合、当課にご相談等をいただき、円滑な執行に努められたい。

また、「東北地方太平洋沖地震に伴う施工中の工事・建設関連業務の取扱いの運用について（平成23年3月28日付け事管号外 事業管理課長通知）」は、本通知をもって廃止します。

1 現在施工中の工事の取扱い

現在施工中の工事の取扱いは「取扱通知1」のとおりとするが、下記のフロー図を参照とすること。

(1) 被災していない場合

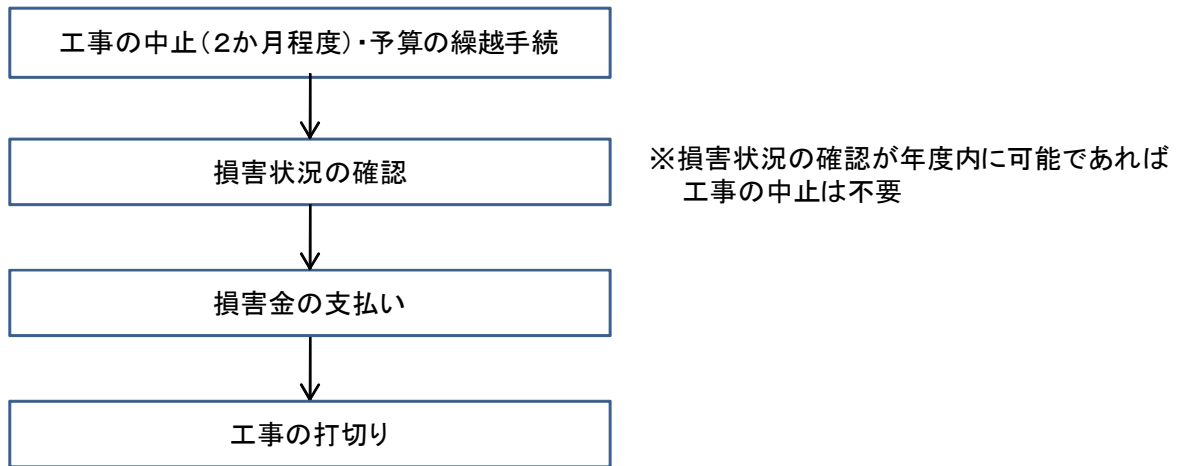


※今年度予算で部分払いをするためには、出来高確認を年度内にする必要がある。

※年度内に完成する工事，請負者との協議の結果当該工事を継続することの方が適切な工事等は上のフローによらず，工事を継続することができることとする。

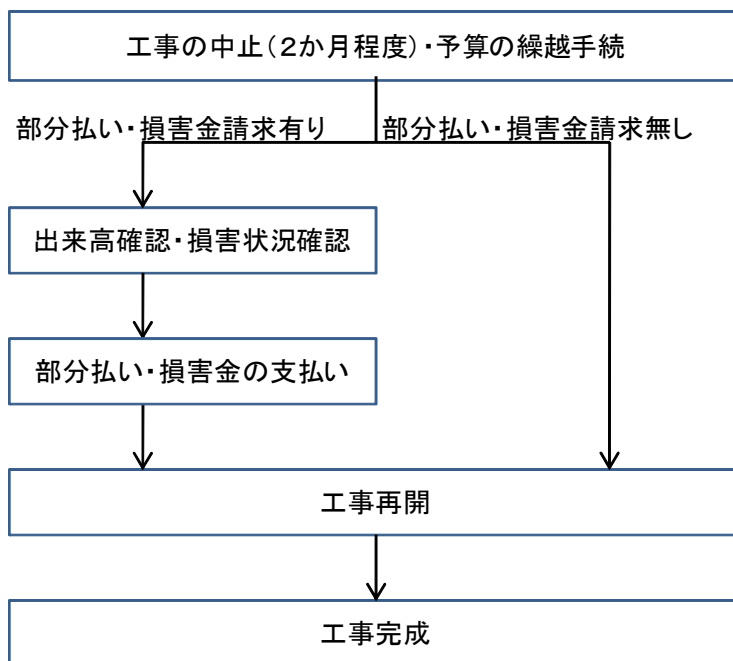
(2) 被災した場合

① 全損の場合



※今年度予算で損害金を支払うためには，損害状況の確認を年度内にする必要がある。

② 一部被災の場合

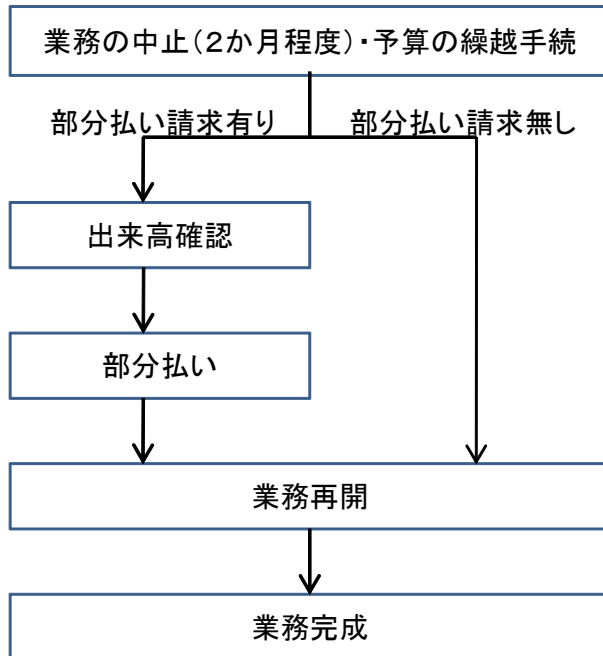


※今年度予算で部分払いし，損害金を支払うためには，出来高確認及び損害状況の確認を年度内にする必要がある。

2 現在履行中の建設関連業務の取扱い

現在履行中の建設関連業務の取扱いは「取扱通知2」のとおりとするが、下記のフロー図を参照とすること。

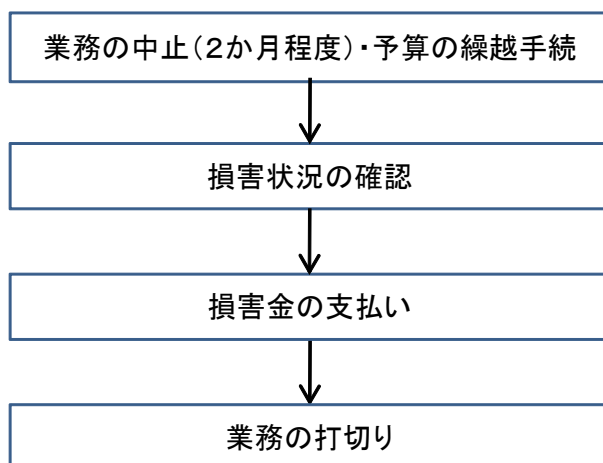
(1) 被災していない場合



※年度内に完成する業務，請負者との協議の結果当該業務を継続することの方が適切な業務等は上のフローによらず，業務を継続することができることとする。

※業務の出来高の確認については，業務計画書・履行状況等の資料により確認できることとする。

(2) 被災した場合



※損害状況の確認が年度内に可能であれば業務の中止は不要

3 出来高の確認及び不可抗力による損害の確認について

出来高の確認は「取扱通知3」不可抗力による損害の確認は「取扱通知4」のとおりとするが、いずれの確認についても、請負者、発注者ともに事務負担がかからないように簡素化に努めること。

4 工事等の中止について

工事等の中止は「取扱通知5」のとおりとするが、請負者から請求があった場合には、一時中止に伴う増加費用を発注者が負担する可能性があることに留意すること。

5 施工中の工事の取扱いフロー

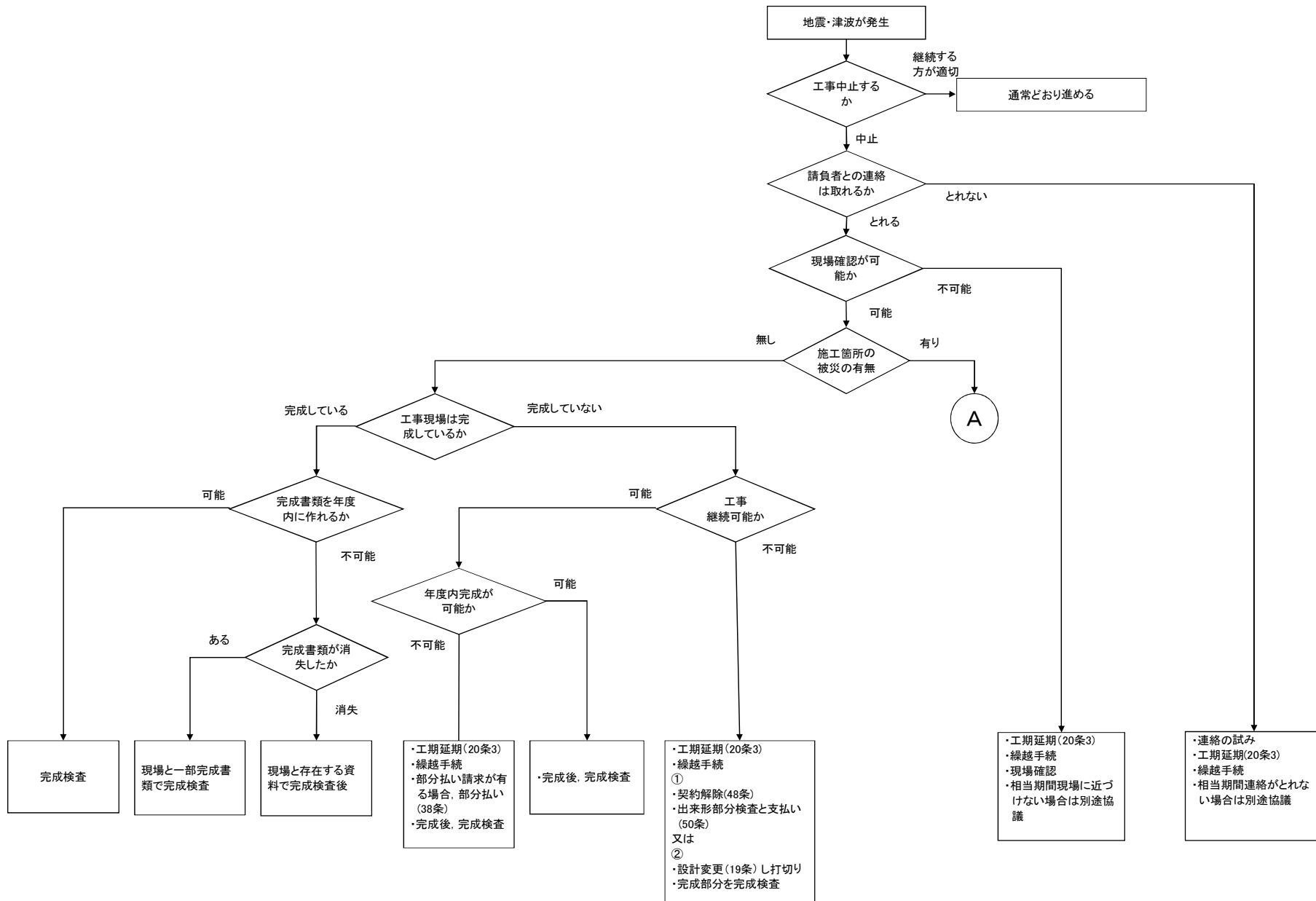
施工中の工事の取扱いは、別図1「東北地方太平洋沖地震に伴う施工中の工事の取扱いフロー」も参考とすること。

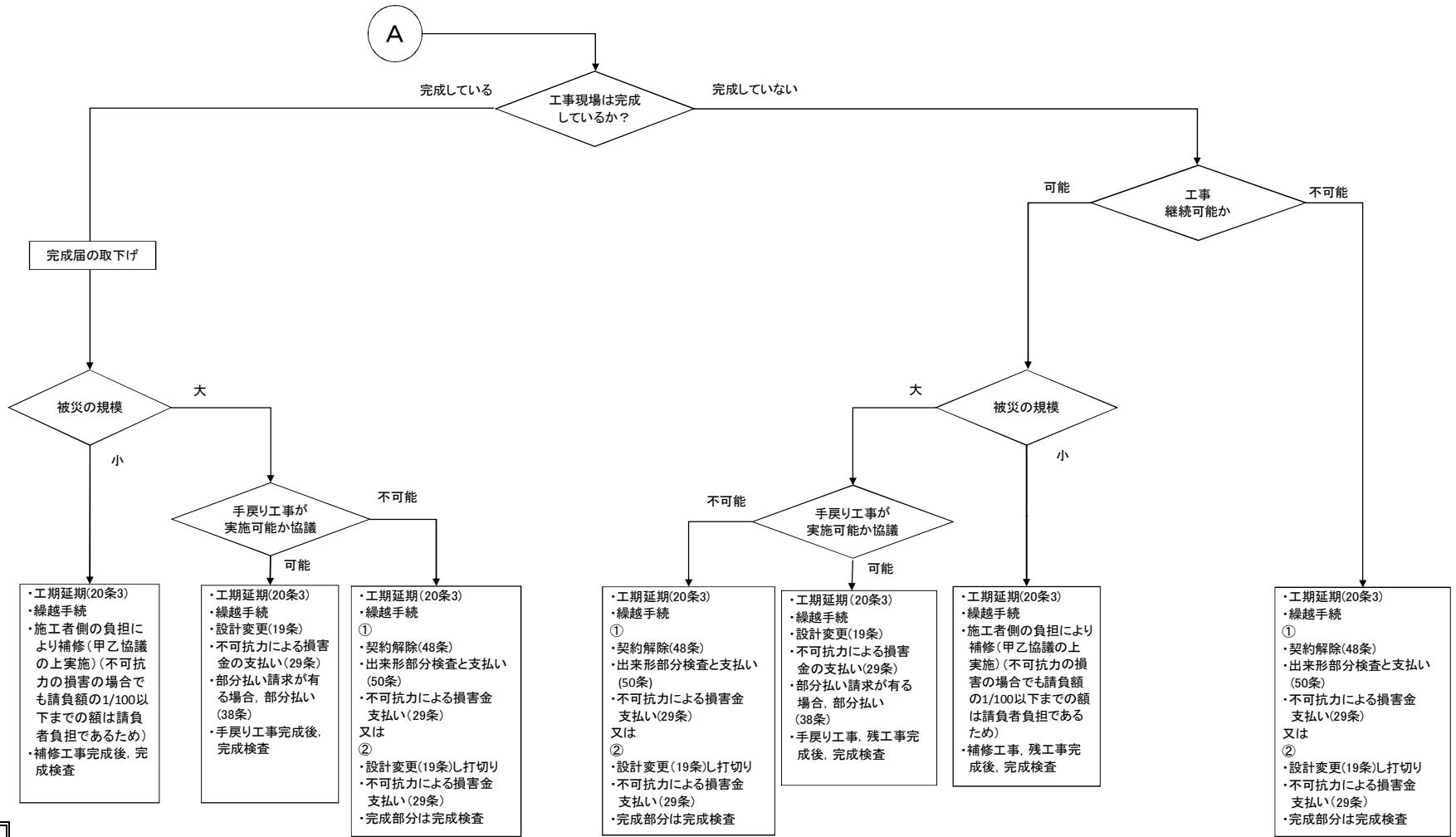
6 損害金等の算出方法

損害金等の算出方法は、別図2「工事施工中等で「天災その他の不可抗力による損害」を受けた工事における損害金等の算出作業イメージ」を参考とすること。

担当：調整班	菊地
技術企画班	大宮・富澤

別図-1 東北地方太平洋沖地震に伴う施工中の工事の取扱いフロー(参考資料)





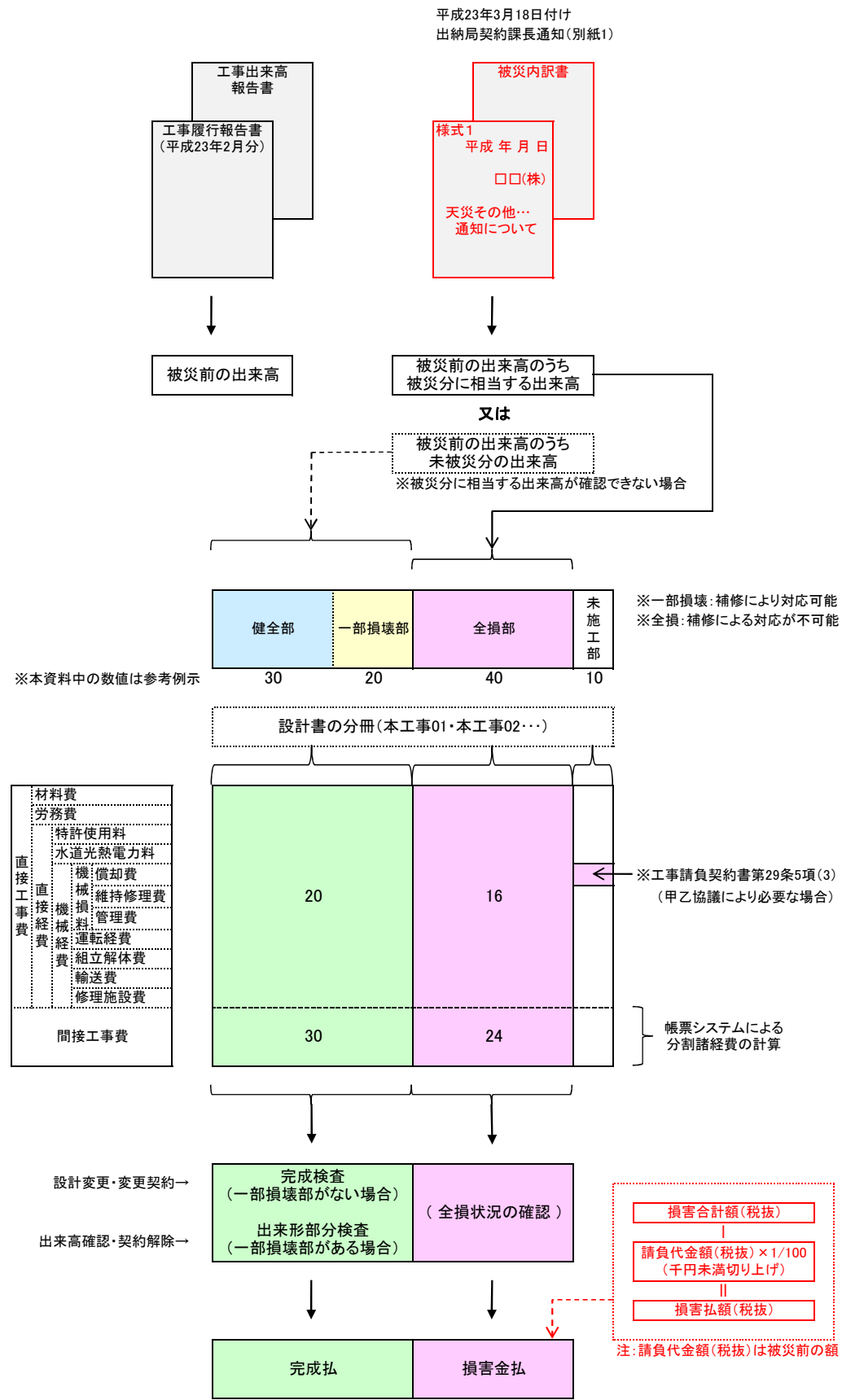
※被災の規模
大: 不可抗力の損害額が請負額の1/100を越えた場合
小: 不可抗力の損害額が請負額の1/100以下の場合

出来高部分・被災部分等の確認

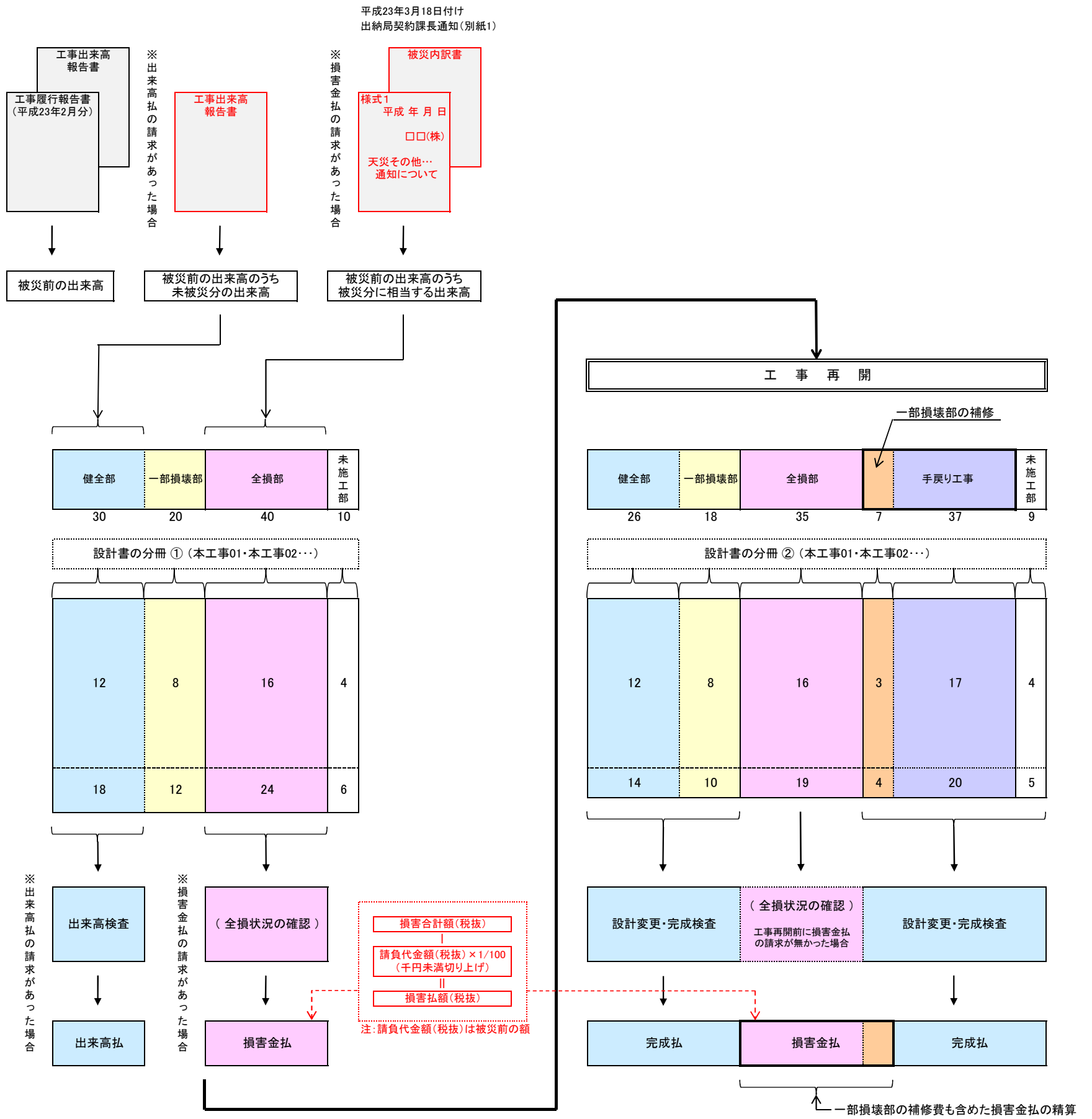
出来高額・損害金額の積算

検査及び支払

工事中止 → 継続不可能な場合



工事中止 → 継続可能な場合



平成23年3月4日

工事履行報告書

(平成23年2月分)

工事名	〇〇〇〇工事		
工事場所	〇〇〇〇地内		
工期	平成22年10月1日 ~ 平成23年3月25日		
月別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %	備考
平成22年10月	5%	5%	
平成22年11月	10%	10%	
平成22年12月	20%	20%	
平成23年1月	40%	40%	
平成23年2月	70%	70%	
平成23年3月	100%		
(記事欄)			

注1) 請負者は、2部作成し、監督職員に、翌月の5日以内、もしくは、主任監督員が指示する日まで提出すること。
 注2) 施工状況写真、工程表、工事出来高報告書を添付すること。

主任監督員	監督員	請負者	現場代理人	主任(監理)技術者
		△△建設株式会社	○	○

工事名 〇〇〇〇工事 工事出来高報告書

平成23年3月4日 (既済部分検査)

監督員	現場代理人	○
-----	-------	---

工種	種別	細別	規格	単位	契約高数量①	監督職員指示での変更数量	計数量	出来高		工事費構成書の比率④	出来高率⑤=③×④	適用
								数量②	進捗率③=②/①*100			
土工												
	切土											
		切土(1)	土砂	m3	24,100	△ 1,000	23,100	12,000	49.7	10.00	4.97	
		切土(2)	軟岩(1)	"	9,260	3,000	12,260	2,500	26.9	10.00	2.69	
		切土(3)	中硬岩	"	1,650	△ 1,000	650	0	0.0	1.00	0.00	
	盛土											
		利用土(1)	土砂	m3	22,020	△ 900	21,120	20,000	90.8	9.00	8.17	
		利用土(2)	軟岩(1)	"	10,650	3,450	14,100	10,000	93.8	2.00	1.87	
		利用土(3)	中硬岩	"	2,060	△ 1,250	810	0	0.0	0.50	0.00	
	法面工											
		種子帯工		m2	9,150		9,150	0	0.0	3.00	0.00	
路盤工												
	下層路盤		t=30cm	m2	16,770		16,770	15,000	89.4	18.00	16.09	
擁壁工												
	ブロック積		控35cm	式	1		1	1	100.0	2.00	2.00	
	コンクリート積壁		H=1.6m	m	57		57	57	100.0	3.00	3.00	
排水工												
	ヒューム管		径90cm	m	34	6	40	40	117.6	1.00	1.17	
	函渠工		3m*3.5m	m	20		20	20	100.0	6.00	6.00	
	側溝工		45cm*45cm	m	647		647	647	100.0	5.00	5.00	
直接工事費										72.3	70.50	50.96
	共通仮設費											
		運搬費 (積上分)		式	1		1	1	50.0	1.00	0.50	
		準備費		"	1		1	1	30.0	1.00	0.30	
		事業損失防止費		"	1		1	1	50.0	0.70	0.35	
		安全費		"	1		1	1	50.0	0.70	0.35	
		役務費		"	0		0	0	0.0	0.50	0.00	
		技術管理費		"	1		1	1	50.0	0.10	0.05	
		當繕費		"	1		1	1	50.0	0.50	0.25	
		共通仮設費 (率分)		"	1		1	1	72.3	5.00	3.61	
純工事費										80.00	56.37	
	現場管理費			式	1		1	1	72.3	10.00	7.23	
工事原価										90.00	63.60	
	一般管理費			式	1		1	1	72.3	10.00	7.23	
工事価格										100.00	70.83	

注: 1. 出来高率(%)は、有効数字二桁とする。(三桁以下切捨)但し0.00の場合コマ以下三位止め。(四桁切捨)
 2. 出来高率(%)の合計欄は小数一位止め。(二位切捨)
 3. 既済部分請求時には、必要に応じて出来高等の内訳書を添付するものとする。
 4. 中間前払いに用いる場合は、既済部分検査用の表示を消して使用するものとする。

請負者提出資料の例 (被災後)

様式 1

平成 年 月 日

(発注者)

殿

(請負者名)

印

天災その他不可抗力による損害の通知について

下記のとおり、天災、その他不可抗力により損害を生じたので、工事請負契約書第29条第1項の規程により通知します。

記

- 1 工事番号 ○○号
- 2 工事名 ○○工事
- 3 工期 平成○○年○月○日から 平成○○年○月○日まで
- 4 工事場所 ○○
- 5 天災現象 地震(震度○)(平成○○年○月○日○○地震)
- 6 被災状況 別紙内訳書及び写真のとおり

※「天災その他の不可抗力による損害」を受けた場合

被災内訳書
工事出来高報告書

工事名 ○○○○工事

平成23年3月31日

(既済部分検査)

監督員	現場代理人	○
-----	-------	---

工種	種別	細別	規格	単位	契約高数量①	監督職員指示での変更数量	計数量	被災前までの出来高のうち被災分		工事費構成書の比率④	出来高率⑤=③×④	適用
								数量②	進捗率③=②/①*100			
土工												
	切土											
		切土(1)	土砂	m3	24,100	△ 1,000	23,100	0	0.0	10.00	0.00	
		切土(2)	軟岩(1)	〃	9,260	3,000	12,260	0	0.0	10.00	0.00	
		切土(3)	中硬岩	〃	1,650	△ 1,000	650	0	0.0	1.00	0.00	
	盛土											
		利用土(1)	土砂	m3	22,020	△ 900	21,120	14,000	63.5	9.00	5.71	
		利用土(2)	軟岩(1)	〃	10,650	3,450	14,100	5,000	46.9	2.00	0.93	
		利用土(3)	中硬岩	〃	2,060	△ 1,250	810	0	0.0	0.50	0.00	
	法面工											
		種子帯工		m2	9,150		9,150	0	0.0	3.00	0.00	
路盤工												
	下層路盤		t=30cm	m2	16,770		16,770	4,500	26.8	18.00	4.82	
擁壁工												
	ブロック積		径35cm	式	1		1	0	0.0	2.00	0.00	
	コンクリート積壁		H=1.6m	m	57		57	0	0.0	3.00	0.00	
排水工												
	ヒューム管		径90cm	m	34	6	40	40	117.6	1.00	1.17	
	函渠工		3m*3.5m	m	20		20	20	100.0	6.00	6.00	
	側溝工		45cm*45cm	m	647		647	147	22.7	5.00	1.13	
直接工事費									28.0	70.50	19.76	
	共通仮設費											
		運搬費 (積上分)		式	1		1	1	0.0	1.00	0.00	
		準備費		〃	1		1	1	0.0	1.00	0.00	
		事業損失防止費		〃	1		1	1	10.0	0.70	0.07	
		安全費		〃	1		1	1	10.0	0.70	0.07	
		役務費		〃	0		0	0	0.0	0.50	0.00	
		技術管理費		〃	1		1	1	0.0	0.10	0.00	
		営繕費		〃	1		1	1	0.0	0.50	0.00	
		共通仮設費 (率分)		〃	1		1	1	28.0	5.00	1.40	
細工事費										80.00	21.30	
	現場管理費			式	1		1	1	28.0	10.00	2.80	
工事原価										90.00	24.10	
	一般管理費			式	1		1	1	28.0	10.00	2.80	
工事価格										100.00	26.90	

- 注: 1. 出来高率(%)は、有効数字二桁とする。(三桁以下切捨)但し0.00の場合コマ以下三位止め。(四桁切捨)
 2. 出来高率(%)の合計欄は小数一位止め。(二位切捨)
 3. 既済部分請求時には、必要に応じて出来高等の内訳書を添付するものとする。
 4. 中間前払いに用いる場合は、既済部分検査用の表示を消して使用するものとする。

※「天災その他の不可抗力による損害」を受けた場合 (未被災分)

工事名		〇〇〇〇工事		工事出来高報告書		監督員		現場代理人		〇		
平成23年3月31日		(既済部分検査)										
工種	種別	細別	規格	単位	契約高数量①	監督職員指示での変更数量	計数量	被災前までの出来高のうち未被災分		工事費構成書の比率④	出来高率⑤=③×④	適用
								数量②	進捗率③=②/①*100			
土工												
	切土											
		切土(1)	土砂	m3	24,100	△ 1,000	23,100	12,000	49.7	10.00	4.97	
		切土(2)	軟岩(1)	〃	9,260	3,000	12,260	2,500	26.9	10.00	2.69	
		切土(3)	中硬岩	〃	1,650	△ 1,000	650	0	0.0	1.00	0.00	
	盛土											
		利用土(1)	土砂	m3	22,020	△ 900	21,120	6,000	27.2	9.00	2.44	
		利用土(2)	軟岩(1)	〃	10,650	3,450	14,100	5,000	46.9	2.00	0.93	
		利用土(3)	中硬岩	〃	2,060	△ 1,250	810	0	0.0	0.50	0.00	
	法面工											
		種子帯工		m2	9,150		9,150	0	0.0	3.00	0.00	
路盤工												
	下層路盤		t=30cm	m2	16,770		16,770	10,000	59.6	18.00	10.72	
擁壁工												
	ブロック積		控35cm	式	1		1	1	100.0	2.00	2.00	
	コンクリート積壁		H=1.6m	m	57		57	57	100.0	3.00	3.00	
排水工												
	ヒューム管		径90cm	m	34	6	40	0	0.0	1.00	0.00	
	函渠工		3m*3.5m	m	20		20	0	0.0	6.00	0.00	
	側溝工		45cm*45cm	m	647		647	500	77.2	5.00	3.86	
直接工事費									43.4	70.50	30.61	
	共通仮設費											
		運搬費 (積上分)		式	1		1	1	50.0	1.00	0.50	
		準備費		〃	1		1	1	30.0	1.00	0.30	
		事業損失防止費		〃	1		1	1	40.0	0.70	0.28	
		安全費		〃	1		1	1	40.0	0.70	0.28	
		役務費		〃	0		0	0	0.0	0.50	0.00	
		技術管理費		〃	1		1	1	50.0	0.10	0.05	
		営繕費		〃	1		1	1	50.0	0.50	0.25	
		共通仮設費 (率分)		〃	1		1	1	43.4	5.00	2.17	
純工事費										80.00	34.44	
	現場管理費			式	1		1	1	43.4	10.00	4.34	
工事原価										90.00	38.78	
	一般管理費			式	1		1	1	43.4	10.00	4.34	
工事価格										100.00	43.12	

注: 1. 出来高率(%)は、有効数字二桁とする。(三桁以下切捨)但し0.00の場合コマ以下三位止め。(四桁切捨)
 2. 出来高率(%)の合計欄は小数一位止め。(二位切捨)
 3. 既済部分請求時には、必要に応じて出来高等の内訳書を添付するものとする。
 4. 中間前払いに用いる場合は、既済部分検査用の表示を消して使用するものとする。

<参考 工事請負契約書>

(設計図書の変更)

第 19 条 甲は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の規定により設計図書を変更したときは、遅滞なく変更契約を締結しなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、工期の末日又は会計年度の末日までに変更契約を締結するものとする。

(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(不可抗力による損害)

第 29 条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で甲乙双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 51 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的

物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。

(部分払)

第38条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中2回(中間前払金を請求したときは1回)を超えることができない。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。

3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × { 9 / 10 - (前払金額 + 中間前払金額) / 請負代金額 }

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

第48条 甲は、工事が完成するまでの間は、第47条第1項、前条第1項及び第2項の規定によるほか、必要があるときは契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第50条 甲は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金及び第35条の2（第41条において準用する場合を含む。）の規定による中間前払金があったときは、当該前払金及び中間前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金になお余剰があるときは、乙は、解除が第47条及び第47条の2の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金の支払の日又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第48条又は前条の規定によるときにあつては、その余剰額を甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙

の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 乙は、契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第47条及び第47条の2の規定によるときは甲が定め、第48条又は前条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。